

越谷幼稚園 重要事項説明書

1 事業者

名称	宗教学法人日本基督教団越谷教会
所在地	埼玉県越谷市御殿町4丁目33番地
連絡先	048-962-2743
代表者氏名	須賀 工
設立年月日	1924年5月12日

2 施設の目的

施設の目的	学校教育法に従い、就学前の子どもに幼児教育を提供すること。
運営方針	キリスト教主義により、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

3 幼稚園の概要

施設の種類	幼稚園			
名称	宗教学法人日本基督教団越谷教会附属越谷幼稚園			
所在地	埼玉県越谷市御殿町4丁目33番地			
認可等年月日	認可日	1924年 5月12日	確認日	1924年 5月12日
電話番号	048-962-2743			
園長氏名	須賀 工			
定員(年齢別)	105人(3歳 35人・4歳 35人・5歳 35人)*2024年度4月より ※満3歳クラスは3歳の誕生日を迎えた翌日から入園可能			
職員数	21人(詳細は、「6 職員体制」のとおり)			
取扱う保育事業の種類	月極保育、預かり保育			
自己評価の概要	職員による教育・保育内容等の自己評価を毎年1度実施し、教育・保育の内容の向上に努めています。			
職員への研修の実施状況	職種、経験に基づき各自の仕事のレベルを高めるために全ての職員に対して実施			

学校医等	学校医	桃木診療所 桃木 俊郎 医師
	学校歯科医	永石歯科医院 永石 宏幸 医師
	学校薬剤師	杉下 智

※ 自己評価及び外部評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご覧ください。

4 教育・保育を提供する日・時間、休業日

(1) 開園時間

月曜日から金曜日までの8:00から18:00まで(休業日を除く。)

(2) 教育を提供する日・時間、教育を提供しない日

教育標準時間認定	提供日	月曜日から金曜日まで
	提供時間	8:30~14:00(水曜日は13:00、午前保育の場合は11:00) ※この時間帯以外に必要な場合は、預かり保育を行います。
	休業日	土曜日・日曜日・祝日 春休み(3月20日~4月9日) 夏休み(7月20日~8月31日) 冬休み(12月20日~1月10日) 創立記念日(5月12日) ※園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。 ※園での感染症の流行防止のため、学級閉鎖などが実施されることがあります。
	その他	預かり保育は、月額の実費徴収のほかに別途費用が必要になることがあります。

5 施設・設備の概要

敷地	面積 1764.05㎡				
建物	鉄筋コンクリート造 3階建て			延べ床面積 973.4㎡	
施設の内容	3歳児室	108.03㎡	4歳児室	112.64㎡	5歳児室 171.64㎡
	遊戯室	140㎡			
	職員室	1室	幼児用トイレ	30個	運動場 681.94㎡
設備の種類	プール、冷暖房、二重サッシ、駐車場(21台)				
安全保障	賠償責任保険加入				

6 職員体制(2024年度予定)

	常勤職員	常勤職員の資格		非常勤職員	非常勤職員の資格		直接雇用		派遣
							無期	有期	
園長	1人		1人				1人		
副園長	1人		1人				1人		
主幹教諭	1人	幼稚園教諭	1人				1人		
副主幹教諭	1人	幼稚園教諭	1人				1人		
教諭	9人	幼稚園教諭	9人	3人	幼稚園教諭		9人	3人	
事務員	1人			1人			1人	1人	
運転手				2人				1人	1人
栄養士				1人				1人	

※ 「非常勤」とは、1か月の勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員のことをいいます。

※ 人事異動により変更になることがありますが、「幼稚園設置基準」等に定められた基準を遵守し、教育の提供に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

7 全体的な計画、教育課程等

(1) 教育・保育理念

- ・ひとりひとりを尊重し遊びを通して学習する保育。
- ・ひとりひとりの成長発達に合わせながら集団の中で調和する保育。
- ・ひとりひとりの自主性、自発性を助け展開する保育。

(2) 目指す子どもの姿

神に愛されていることを知り、神の恵みによって育てられていることを知って、一日一日を感謝と喜びを持って積極的に生きる心を持つ。神が自分を愛してくださっているように、友だち一人ひとりをも深く愛していることを知り、自分と友だちを信じ、大切に共々に生きていくようになる。神から与えられた命がかげがえのないものであることを知り、自分の命と人の命を大切にし、命を脅かす力に抵抗し、命を守り平和をつくる努力が出来るようになる。創造された世界を大切にし、自分を愛し、世界に関心を持ち、自分の出来る事を考え、行うことが出来るようになる。神から与えられた知恵を尽くし考え、探求し、創造性と想像力を養う。

(3) 教育目標

神を愛し、人を愛し、自然を愛する。

(4)発達過程、ねらい、内容

組・グループ	発達過程	ねらい	内容
満3歳・3歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・言葉を集め経験して、吸収する時期 ・自分でやってみようという意欲を持てるようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団生活に慣れ、自分のやりたいことを見つけ伸び伸びと過ごせるようになる ・自分の出来ることは自分で出来るようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・いろいろな遊びを楽しむ ・自分の思ったことを相手に伝え、相手の思っていることに気づく
4歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・興味関心が旺盛になり友だちとの関係も広がる時期 ・順番やルールを守るなどの秩序が持てるようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちとの関わりを深め一緒に活動することを楽しむ ・自分で考え自分で行動できるようになる 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちの良さに気づき、一緒に活動する楽しさを味わう ・良いことや悪いことがあることを知り、考えて行動する
5歳児	<ul style="list-style-type: none"> ・知識が蓄えられ自分で工夫して遊んだり、生活の中で自信も付き知的好奇心も高まる時期 ・相手の意図や気持ちが想像出来るようになり友だちと協力して物事を成し遂げられるようになる時期 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと親しみ関わりを深め工夫したり協力したりして、一緒に活動する楽しさを味わう ・自分のことだけでなく、まわりのことも考えて行動できるようになる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・友だちと積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う ・様々な活動に親しみ楽しんで取り組む
その他 (年間行事等)	遠足、花の日合同礼拝、花の日慰問(年長)、お母さんありがとうの会 お泊り会(年長)、運動会、おじいちゃんおばあちゃんありがとうの会 幼児祝福合同礼拝、収穫感謝慰問(年長)、いもほり(年長)、やきいもパーティ、クリスマス、お父さんありがとうの会、ばらさんありがとうの会		

8 毎日の保育の流れ

(1) 1日の保育スケジュール

	朝 ~ 昼 ~ 夕方 ~夜
満3歳 3歳児	8:30~10:30 11:00~12:00 12:00~13:00 13:00~13:30 13:30~13:50 自由遊び(片付け) クラスの活動 昼食 クラスの活動 帰りの会・降園
4歳児	8:30~10:30 11:00~12:00 12:00~13:00 13:00~13:30 13:30~13:50 自由遊び(片付け) クラスの活動 昼食 クラスの活動 帰りの会・降園
5歳児	8:30~10:30 11:00~12:00 12:00~13:00 13:00~13:30 13:30~13:50 自由遊び(片付け) クラスの活動 昼食 クラスの活動 帰りの会・降園

(2) お散歩のコース

運動場以外に、近隣にある「緑の森公園」「元荒川土手沿いの道」などにお散歩に行きます。

9 給食等

昼食・ おやつ等	週5回実施(ただし毎月開催されるお誕生日会はお弁当持参) 保護者の方へは、前月9日ごろに翌月の献立表をお配りします。 (今月の献立表は別紙のとおりです。)
アレルギー等 への対応	除去食の導入や解除などの食物アレルギーへの対応については、給食は希望制をとっており、お弁当持参としています。
給食委託先	給食委託先業者は、ドリームガーデンズです。

10 健康診断等

健康診断	毎年1回、園医が健診をします。 健診の結果については、児童票(日々の成長記録)に記載します。
歯科検診	毎年1回、園歯科医が健診をします。 健診の結果については、児童票(日々の成長記録)に記載します。
身体測定	毎年2回、身長・体重の測定を行います。 結果については、各児童票(日々の成長記録)に記載します。

※ その他、お子さんの日ごろの様子でご心配なことがありましたら園にご相談ください。

II 利用に伴い保護者が負担する費用

(1) 教育の質向上のために必要な費用(上乗せ徴収)

項目	内容等	金額
入園料(施設維持費及び研修充実費)	施設の維持に要する費用及び研修の充実に要する費用	(満3歳・3年保育) 入園時 86,000円 (2年保育) 入園時 78,500円
施設維持費	施設の維持に要する費用 (在園の兄弟がいる場合下の子は免除)	月額 1,000円

(2) 日用品・文房具等購入費、行事参加費などの実費徴収

項目	内容等	金額
日用品等 購入費用	(男女共通) 冬帽子・夏帽子・制服(上下)・体操半袖シャツ・ショートパンツ・靴・カラー帽子 (男の子のみ購入)半ズボン (女の子のみ購入)スカート ※カラー帽子日よけ付きはプラス520円 ※満3歳クラスは任意購入となります。	(男の子) 20,880円 (女の子) 20,680円
給食費 (希望者のみ週5回まで申し込み可能)	給食代(希望者のみ徴収) 牛乳代(希望者のみ徴収)	1回 350円 月額 750円
通園費	通園バスに要する費用(希望者のみ)	(往復)月額 3,500円 (片道)月額 1,750円

保護者会費	父母の会費	月額 500円
その他(月額)	満3歳・年少児	絵本代 460円 諸費 1,200円 合計 1,660円
	年中児	絵本代 460円 諸費 1,500円 合計 1,960円
	年長児	絵本代 440円 諸費 1,900円 卒業積立金 800円 卒業アルバム積立金 約 600円 合計 3,740円

※諸費は、教育活動・行事等に必要な教材費を概算で積み立てるものです。年度末に清算いたします。

※販売価格の変更等により上記の金額は変更になる場合があります。その場合は、事前に周知します。

(3) 預かり保育料(希望者のみ)

区分	預かり保育利用時間	金額
学期中の 預かり保育	(通常保育の場合) 午後8時00分～午前8時30分 午後2時00分～午後6時00分	150円/30分
	(午前保育の場合) 午前11時00分～午後6時00分	※15,000円/月を超えた場合、超えた分は免除
	(毎週水曜日) 午後1時00分～午後6時00分	
長期休園中の預かり 保育	午前8時00分～午後6時00分	150円/30分 ※15,000円/月を超えた場

		合、超えた分は免除
--	--	-----------

- ※ 居住地のある市区町村に申請を行い、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」を受けた場合は、かかった預かり保育料について 450 円×利用日数/月を上限に給付を受けられます。
- ※ 越谷市内に居住しており、こしがや「プラス保育」（定員35名）の認定を受けた場合は、預かり保育料が 450 円×利用日数の給付を受けられます。
- ※ 上記の両方の認定を受けた方は預かり保育を原則無料で利用できます。
- ※ 満3歳クラスの方は、「保育の必要性の認定（施設等利用給付認定）」および、こしがや「プラス保育」の利用対象外です。年少児から申請していただけます。

12 費用の支払方法

ご入園時に自動引き落とし口座のお手続きを行っていただきます。

1 教育・保育の質向上のための費用

施設維持費については、毎月お引き落とし金額を計算し、お手紙にてお知らせいたします。毎月12日にご指定の口座よりお引き落としさせていただきます。

2 通園バス代、保護者会費、その他費用（保険代・教材費・行事参加費）、卒業積立・アルバム代（年長児のみ徴収）

3 給食費は、注文数を月単位で計算し請求します。

4 預かり保育料

預かり保育料については、利用実績に応じて月単位で計算し請求します。

*その他費用については年度末に清算します。

◎施設型給付費

子ども・子育て支援法により、子どものための教育・保育給付として、市町村から保護者の方へ「施設型給付費」が支給されますが、この「施設型給付費」については、保護者の方に代わり園が市町村から

受領します。(施設型給付費の額については通知します。)

13 入園に当たり園に提示・提出していただく書類

(1) 子ども・子育て支援支給認定証

すでに交付されている場合は、園に持参し、提示してください。

入園時に限らず、園利用中は、必要に応じて支給認定証の提示を求めることがあります。

なお、支給認定証の交付を申請していない場合は、認定証の代わりに居住地市町村が発行する通知を確認させていただきます。

(2) 保護者の方の連絡先を明確にするもの

(3) お子さんの体調を確認するもの(病歴、予防接種の記録やアレルギー等)

(4) お子さんの食事の好みや生活習慣を知るもの

14 入園に当たり保護者の方が用意するもの

(1) 入園時に用意するもの

(2) 毎日持参するもの(例)タオル、着替え等

※用意した物については、全ての物にお子さんの名前をはっきり記入してください。

※一日入園・園生活説明会等で随時お伝えします。

15 園と保護者の連絡について

(1) 園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうために連絡ノートを活用します。

(2) 定期的に、園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

(3) 連絡帳や園だよりのほか、一斉配信アプリでお知らせを配信します。

※2024年度4月から登降園管理アプリ「うえぶさくら」の導入を予定しています。

16 父母の会について

年に1回、父母の会総会を開催予定です。保護者会の運営や保護者会主催事業のための経費として、会費(月額500円)をご負担いただいています。幼稚園からは行事やできごと、理事会の内容等に関することについてお知らせします。また、保護者の方のご意見もいただく場としています。

17 園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにご連絡ください。*バスの利用者は乗車時間前まで
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園時間の 30 分前までに必ず電話にてご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症に感染した場合	学校保健安全法施行規則に基づき、はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、出席停止となります。 出席停止となる感染症は、別紙の「保育園、幼稚園、こども園におけるよくある感染症早見表」に記載したとおりです。この感染症にかかった可能性があり、園を欠席する場合は、園へ連絡をお願いいたします。(回復後の登園に関し、医師の「意見書」等の提出をお願いすることがあります。) なお、感染症に感染していない場合でも、園での感染症流行の防止のため、学級閉鎖等が実施される場合があります。
投薬	園での投薬は、原則として行いません。 ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示に基づき、行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
退園・休園する場合	退園・休園届をご提出ください。
認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成等の変更の場合は、「認定変更申請書(兼)内容変更届」・「支給認定証」をご提出ください。 保育の必要性の認定を受けている場合は、就労状況に変更があった場合も、「認定変更申請書(兼)内容変更届」をご提出ください。

18 緊急時の対応方法

- (1) 保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、お子さんのかかりつけ医への連絡や学校医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。
- (2) 保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しか

るべき対応を行いますので、あらかじめご了承ください。

学校医	医療機関の名称 桃木診療所 医師名 桃木 俊郎
	所在地 越谷市越ヶ谷本町6-6 (電話番号)048-965-2040
学校歯科医	医療機関の名称 永石歯科医院 医師名 永石 宏幸
	所在地 越谷市大沢3-18-12 (電話番号)048-962-8680

19 非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	越谷消防署 2023年8月9日届出 防火管理者 氏名 須賀 工
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を年11回実施します。
防災設備	自動火災報知機・ガス漏れ報知機・非常警報装置・誘導灯・非常用電源
避難場所	第1避難場所 越ヶ谷高等学校 第2避難場所 元荒川の土手
非常災害時の 情報提供	地震等の非常災害発生時については、一斉メール配信により情報提供を行います。(事前登録が必要です)
非常用物資	全園児の3日分の保存食・保存水の他、予備の保存水、非常用毛布 60枚(大人用)を備蓄しています。

20 施設賠償責任保険の加入

基本補償 (身体補償)	1事故 1名につき	30,000万円 30,000万円
----------------	--------------	----------------------

21 教育・保育内容に関する相談・苦情

(1) 越谷幼稚園 相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園長 氏名 須賀工
相談・苦情受付担当者	副園長 氏名 須賀舞
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	048-962-2743

当園では、第三者委員を設置しており、委員へ直接苦情を申し立てることもできます。

第三者委員	氏名 中村 真 (役職 牧師) 電話 080-9770-6393
	氏名 田中 かおる (役職 牧師) 電話 048-296-4002

(2) 当園以外の越谷市の相談・苦情窓口

当園のほかに、次のとおり、越谷市の相談・苦情窓口があります。

① 越谷市子ども家庭部保育入所課／子ども家庭部子ども施策推進課

所在地	越谷市越ヶ谷四丁目2番1号
電話番号	048-963-9167(保育入所課) 048-963-9165(子ども家庭部子ども施策推進課)

23 個人情報の取扱いについて

当園が業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- ▶ 学校教育法に基づく認可施設の設置・運営に関し、埼玉県や関係省庁へ必要な情報提供を行うこと。
- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認及び教育・保育給付認定に関し、越谷市や関係省庁、居住地のある市区町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ▶ 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定に関し、越谷市や関係省庁、居住地のある市区町村へ必要な情報提供を行うこと。
- ▶ 当園の修了にあたり、小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、入学する予定の小学校との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ▶ 他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合など当園における教育の終了に際して、他の教育・保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、教育・保育施設、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者などとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ▶ 兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型保育事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ▶ 当園での教育においてお子さんの状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市区町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- ▶ 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- ▶ 教育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。

また、日々の教育の必要に応じて、誕生表や写真、お子さんの名前が記入してあるものなど、園内に
掲示することがあります。

重要事項説明に係る同意書

宗教法人日本基督教団越谷教会附属越谷幼稚園における教育・保育の提供を開始するにあたり、「2024年度入園用重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

2024年1月25日

施設名 越谷幼稚園
所在地 埼玉県越谷市御殿町4-33
説明者 園長 須賀 工

私は、「2024年度入園用重要事項説明書」に基づいて上記の者から重要事項の説明を受け、宗教法人日本基督教団越谷教会附属越谷幼稚園における教育・保育の提供等に同意しました。

年 月 日

住 所
児童の氏名
保護者氏名
児童から見た続柄